

## ケーススタディ 2

役員に賞与を支払っている会社

### ■■■本に書いていないポイント■■■

- 常務取締役等の役員に対して支払った賞与は、個人の側で所得税、住民税、社会保険料の対象になるだけでなく、会社側で税金の計算上は経費にならない。
- 役員に賞与を支払うなら、年俸制にして、「年俸÷12」の額を毎月、支払う。
- 従業員兼役員に対して支払った従業員分の賞与は経費になるが、従業員と役員の両方の立場を併せ持っていることの客観的事実が必要（名刺、組織図等の形式も整備する必要あり）。
- 専務取締役、常務取締役等は従業員兼役員という立場になれない。
- 形式上は従業員兼役員、または、従業員の立場の人でも、税金の計算上は役員（従業員としての立場無し）になる場合がある。

例：発行済株式総数200株の場合の株主構成

日本太郎（代表取締役）	50株（25%）
日本二郎（太郎の長男、取締役経理部長）	25株（12.5%）
日本三郎（太郎の次男、営業部長）	25株（12.5%）
東京和雄（専務取締役）	40株（20%）
大阪一郎（監査役）	30株（15%）
名古屋五郎（従業員）	20株（10%）
福岡五郎（従業員）	10株（5%）



ただし、このような株主構成は危険！！ JCA ニュース VOL 26 参照

（「かわいい決算書」P66、67参照）



毎月の試算表を翌月10日には見えますか。  
決算2ヶ月前には概算の納税額を把握していますか。  
期末を迎える前にきちんと節税していますか。

### ケーススタディ 3

役員が多額に貸付けている会社（役員貸付金を放棄する場合）

#### ■■本に書いていないポイント■■

- 役員報酬を減額するか、または、支払うこと自体をやめ、個人の生活は会社に貸したお金の返済でまかなう。
- 年収98万円以内であれば、所得税、住民税ともにかからない。
- 役員報酬の額と貸付金の返済のバランスを考えることが必要。
- 同族会社に貸したお金はなかなか返済されないが、「貸付金」という相続財産になってしまう。
- 月額給与10万1千円未満であれば、社会保険料も最低の金額しかかからない（健康保険料4,562円、厚生年金保険料6,828円）
- 役員が貸したお金に対しては支払利息を計上しない。

（「かわいい決算書」P190、191参照）



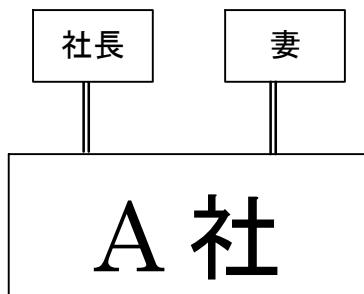
毎月の試算表を翌月10日には見えますか。  
決算2ヶ月前には概算の納税額を把握していますか。  
期末を迎える前にきちんと節税していますか。

## ケーススタディ 4

役員からの借入金が多額である会社（役員借入金を免除してもらう場合）

### ■■本に書いていないポイント■■

- 役員借入金の免除は借入金の一部だけでも問題なし。
- 免除をする場合には、①合意書、確認書等に公証役場で確定日付を押印してもらう、②役員からの債権放棄の通知書を内容証明郵便で郵送する等の手続きを行なう。
- 「免除してもらう借入金の額 $\leq$ 過去の繰越欠損金の額」であっても留保金課税という通常の法人税以外の課税がされる場合があるので、事前にシュミレーションが必要。
- 複数の株主がいる場合には、贈与に注意。



（「かわいい決算書」P190、191参照）



毎月の試算表を翌月10日には見えますか。  
決算2ヶ月前には概算の納税額を把握していますか。  
期末を迎える前にきちんと節税していますか。

## ケーススタディ 6

親族や役員が収益不動産を所有している会社（建物を個人から会社に贈与する場合）

### ■■■本に書いていないポイント■■■

- 建物を会社に贈与すると、会社はもらった建物の時価が受贈益になり、過去の繰越欠損金が相殺される。
- 建物を贈与した親族や役員は不動産を売却したと同様になるが、通常は建物に関しては売却益が出ないので問題なし。ただし、不動産取得税、登録免許税はかかる。
- 建物を贈与しただけで、借地権も贈与したことになるので、借地権の時価も受贈益になる。
- 借地権を贈与した親族や役員は借地権を無償で会社に設定させたことになるが、これは不動産を売却したことにはならない（土地に含み益があっても問題無し）。
- 地代は「0～土地の相続税評価額×6%」の範囲程度で設定可能。
- 「建物の受贈益の額 $\leq$ 過去の繰越欠損金の額」であっても留保金課税という通常の法人税以外の課税がされる場合があるので、事前にシュミレーションが必要。
- 複数の株主がいる場合には、贈与に注意。

（「かわいい決算書」P142、143、216、217、JCA ニュース VOL17 参照）



毎月の試算表を翌月10日には見えますか。  
決算2ヶ月前には概算の納税額を把握していますか。  
期末を迎える前にきちんと節税していますか。